

平成 2 8 年度広報広聴委員会 行政視察報告書

1. 視察期間

平成 2 8 年 8 月 1 日（月）～ 3 日（水）

2. 視察先

北海道芽室町議会（8月1日） 北海道福島町議会（8月2日）

3. 視察目的

高山市議会基本条例で定める「議会と市民の関係」において、議会からの情報発信や市民意見交換会など制度化している。現在は、「議会だより、議会 HP、フェイスブック」などの各種媒体を活用し実施する中で、更に親しまれる広報づくりなど見える化の向上に取り組んでいる。また、市民意見交換会においても開催方法など変更を行ない幅広い年齢層の皆さんの参加を促し、市民から期待される議会のあり方を模索している。そこで、議会改革全般において先進自治体である芽室町議会、福島町議会の広報広聴や議会運営の方法と考えについて調査を実施した。

各自治体の比較

	芽室町	福島町	高山市
人口／ 世帯数	・人口 18,946 人 ・世帯 7,853 世帯	・人口 4,394 人 ・世帯 2,202 世帯	・人口 90,217 人 ・世帯 35,301 世帯
平成 28 年度 当初予算	・一般会計 116.6 億円 ・特別会計 58.6 億円 ・企業会計 35.2 億円 ・全会計 210.5 億円	・一般会計 36.4 億円 ・特別会計 17.1 億円 ・企業会計 2.1 億円 ・全会計 55.6 億円	・一般会計 469.0 億円 ・特別会計 274.1 億円 ・企業会計 34.1 億円 ・全会計 777.3 億円
議会費	98,236 千円（職員人件費除く）	48,531 千円（職員人件費除く）	316,810 千円（職員人件費除く）
議員定数	16 人	10 人	24 人
会派構成	なし	なし	会派制あり
政務活動費	なし	月額 1 万円（年 12 万円）	年額 20 万円を会派に交付
常任委員会	・総務経済 8 人 ・厚生文教 8 人 ・任期 2 年	・総務教育 6 人 ・経済福祉 6 人 ・任期 議員の任期 （正副議長は両委員会に所属）	・総務厚生 8 人 ・文教産業 8 人 ・基盤環境 8 人 ・任期 2 年
広報広聴 委員会	・委員 8 人 ・任期	・委員 10 人 ・任期	・委員 8 人 ・任期 1 年
議会運営 委員	・委員 7 人 ・任期 2 年 ・開催は年間でスケジュール 不定期開催で年 40 回程度	・委員 5 人 ・任期 議員の任期	・委員 6 人 ・任期 1 年 ・定例会前と定例会中に開催 その他必要に応じて開催

特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算特別委員会 ・庁舎建設に関する調査特別委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算特別委員会 ・総合戦略に関する調査特別委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算特別委員会
一般質問	<ul style="list-style-type: none"> ・通告期限あり（初日の翌日） ・通告内容：質問の件名、要旨 ・質問順序：通告書提出順 ・質問方式：一問一答 ・時間制限：90分（答弁の計） 	<ul style="list-style-type: none"> ・通告期限あり ・時間制限なし（議長が采配） ・事前に答弁書を質問者に配布（さらなる議論を深めるため） 	<ul style="list-style-type: none"> ・通告期限あり ・通告内容：項目と要旨 ・質問順序：輪番制 ・質問方式：一問一答 ・時間制限：40分以内
予算・決算審査の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算特別委員会を常設 ・任期は4年間 ・議長を除く15人で構成 ・予算決算の認定は、定例会議休会中に概ね3～4日程度で日程調整を行ない、議会に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算特別委員会で審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・全員で構成する特別委員会を設置 ・予算決算認定は、定例会中3日間で審査し、議会中最終日に委員長報告の後採決する。
開かれた議会運営	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密会、ミーティング以外は全ての会議を公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての会議を公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則公開
①議会広報紙	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会が編集責任 ・編集体制：委員会と事務局 ・年12回発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会が編集 ・年4回発行（事務局編集） ・ページ数24～30 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴委員会が編集 ・編集体制：委員会 ・年4回発行
②委員会等の傍聴許可	<ul style="list-style-type: none"> ・議員が傍聴する制限はない ・委員外発言を認める 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員が傍聴する制限はない ・委員外発言を認める 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員が傍聴する制限はない ・委員外発言を認めない
③休日、夜間議会の実施	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・H19年から夜間議会を開催（H27年までに10回開催） 	なし
④模擬議会（子供議会）	<ul style="list-style-type: none"> ・なし（見学会を開催） 現在、子ども議会を検討中 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・なし（議場において、高校生との意見交換会を実施）
⑤傍聴者へ議案の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・全て配布している 	<ul style="list-style-type: none"> ・全て配布している 	<ul style="list-style-type: none"> ・概要を配布
⑥その他情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・全会議（本会議、特別委員会、常任委員会、全員協議会をインターネット中継・録画配信） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全会議（本会議、特別委員会、常任委員会、全員協議会をインターネット中継・録画配信） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議、委員会における議案審査、正副議長選挙の所信表明会、政策討論会をCATV、インターネットで中継、録画配信
各委員会の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委は道内先進地事務調査 ・議運はここ3年間、道外の先進地調査を実施 ・部局職員の随行は必要に応じ対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委は道内先進地事務調査 ・議運は道外の先進地調査を実施 ・部局職員の随行は必要に応じ対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察 ・講師を招いての議員研修 ・部局職員の随行はなし
議員の海外派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から休止を申し合わせている 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年実績なし

議員報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・議長 306,000 円 副議長 244,000 円 委員長 224,000 円 議員 206,000 円 ・期末手当 4.1 ヶ月 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長 259,000 円 副議長 207,000 円 委員長 187,000 円 議員 174,000 円 ・期末手当 4.1 ヶ月 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長 488,000 円 副議長 442,000 円 議員 416,000 円 ・期末手当 4.05 ヶ月
意見書、請願、陳情書の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会で取扱いを協議する ・町民からの陳情は必ず所管委員会に付託し審査を実施(町民以外の陳情等の類は全議員に写しを配布) ・議長会などから意見書提出の要請は、所管委員会で取扱いを協議する 	<ul style="list-style-type: none"> ・請願は、議運で取扱いその後付託委員会にて協議する ・陳情は、所管委員会に振り分け取り扱いを協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・請願は、議運で取扱いその後付託委員会にて協議する ・陳情は、所管委員会に振り分け、本会議で受理する
事務局職員	<ul style="list-style-type: none"> ・専任 3 人 (事務局長、次長、書記) 臨時職員 1 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・専任 3 人 (局長、次長、係長)、臨時職員 1 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・専任 8 人 (局長、次長、書記、自動車運転職員)
議会基本条例制定の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・H25 年 4 月 1 日施行 ・議会基本条例施行と同時に、会議規則を会議条例に格上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・H21 年 4 月 1 日施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・H23 年 5 月 1 日施行
通年議会の採用の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・H25 年 5 月から移行 5 月から翌年 4 月までの通年議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・H26 年から移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
議会 ICT 導入の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・H28 年 5 月からタブレット (iPad Pro、クラウド方式) を導入 ・タブレット導入後、可能な限りペーパーレス化をめざすことを全議員で確認済み 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
議会 BCP 導入の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・H27 年 12 月に計画策定 ・H28 年 3 月に議会基本条例一部改正 (条項追加) している 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
議会報告会と住民との意見交換会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・H26 年から単位老人クラブとの意見交換会を実施 ・H22 年度から町民との意見交換会を開始 ・昨年議会フォーラムとして年 2 回全町民を対象に開催 ・各常任委員会では所管団体との意見交換会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・H13 から開かれた議会づくりに向け住民と議会と懇談会を実施し続けている ・H21 から議会報告会 ・H23 から町民と議会の懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・H22 年から地域別意見交換会を実施 ・各常任委員会においては、関係団体と分野別意見交換会を実施

自治基本条例等	・自治基本条例制定 (H19 施行)	・まちづくり基本条例制定 (H21.4.1 施行)	・なし
議会白書	・1年毎に公表	・1年毎に公表	・なし
議会活性化に向けた取り組み	・議会活性化計画を策定し、議会の自己評価を実施	・議会基本条例諮問会議に諮問 議員定数、報酬額、評価など	・議会基本条例推進協議会において課題解消に向け現在議論中
倫理規定等	・政治倫理条例	・福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例 ・H27年度の反省事項に「政治倫理基準の遵守」を追加 (議員の発言等が問題視された)	・政治倫理の申し合わせ事項
議会サポーター制度	・H24年度から委嘱 ・地方自治の研究者など7人を委嘱(大学等の先生など)	・なし	・なし
議会モニター制度	・H24年4月から実施 ・毎年10人に委嘱	・なし	・なし
議会改革ランキング	・早稲田マニフェスト研究所 2015 ランキング 総合順位 1位	・早稲田マニフェスト研究所 2015 ランキング 総合順位 43位	・早稲田マニフェスト研究所 2015 ランキング 総合順位 19位
	・早稲田マニフェスト研究所 2014 ランキング 総合順位 1位	・早稲田マニフェスト研究所 2014 ランキング 総合順位 19位	・早稲田マニフェスト研究所 2014 ランキング 総合順位 6位

広報広聴の活動など(情報発信、議会だより、意見交換会など)

(1) 芽室町議会

項目	年/月	経過および取り組み内容
本会議中継 議会HP SNSの活用	H13.10	インターネットによる議会中継・録画の実施
	H22.11	委員会全面公開(秘密会除く)
	H24.2	全員協議会・委員会のインターネット中継導入の決定
	H24.4	次年度の予算案説明を止める
	H25.5	議会FB開設
	H25.8	委員会の中継を実施
	H26.3	議会HPをリニューアルしスマホ・タブレットに対応可
	H27.3	議会ICT化推進(タブレット導入決定) H28予算で購入
上記の実績	H27	傍聴者数 429人(本会議 197人、委員会 218人、全協 14人) インターネット中継・録画アクセス件数 15,983件

議案の賛否 の公開	H24.5	議会だよりに表決一覧を掲載
	H25	議会だよりと HP で公開
委員会による 住民との意見 交換会	H25	委員会主催で町民及び団体との意見交換会実施（厚生 2 回、経済 3 回）
	H26	単位老人クラブ（11 クラブ）と意見交換会（参加者 295 人）
	H27	〃（参加者 283 人）
	H27	委員会主催で町民及び団体との意見交換会実施（厚生 3 回、経済 4 回）
委員長主体性 正副委員長会議 自由討議 ミーティング	H23	正副委員長会議を定例化
	H25.5	委員長報告書の決裁の徹底（押印）
	H26.7	各委員会でミーティングを導入
		自由討議実績 27 回（本会議 0 回、総務 7 回、厚生 7 回、経済 13 回）
議会への住民 参加の遂行	H26	議会フォーラムを開催（参加者 120 人）
	H27	〃（参加者 120 人）
議会情報 PR (議会だよりに 住民を掲載)	H22.11	マスコミへの議会情報の積極的提供（委員会開催や内容など）
	H24.6	議会まめ通信（毎月発行）にモニター投稿文を掲載
	H24.8	議会だよりに町民の声を掲載
	H26	議会だよりに町民の声及びモニター 10 人の投稿文・顔写真を掲載
陳情・請願等の 提出者の招致	H25	厚生委員会で 4 人招致（H26 厚生委員会 4 人招致）
	H27	総務経済委員会で 7 人を招致
議会報告およ び住民との意 見交換会	H22	6 か所で実施（市街地 3 か所、農村部 3 か所）
		3 班に分類（議長、副議長、議運委員長は全班に同席）
	H23	開催場所の変更。政策フローをもとに協議を行なう
	H24	議会報告会（町民との意見交換会）開催要領を定める
	H24.2	議会報告と町民との意見交換会 II を開催
	H25.10	議会報告会と町民との意見交換（市街地・農村地域 7 会場で開催）で各委員会での取り
	H26.1	組み内容を報告
	H26.1	議会フォーラムを開催（120 人参加）
	H26.11	11 の単位老人クラブと議会報告と意見交換会を開催（295 人参加） H26.11～H27.2
	H27.8	ホットボイス回答を 3 週間以内に決定（ハガキ等で寄せられた意見に対する回答）
H27.10	11 の単位老人クラブと議会報告及び意見交換会（283 人参加）	
H28.6	本会議において老人クラブとの意見交換会を総括報告	
団体との意見 交換会	H24	団体との意見交換会を 8 回実施（厚 3 回、経 2 回、総 3 回） H25 に 5 回開催
	H26	〃 1 回実施（経 1 回）
	H27	委員会主催で町民および団体との意見交換会の実施（総務、経済 4 回、厚生 3 回）

回答期限設定	H26.11	ホットボイス回答期限を2週間以内に決定
議長と町民との懇談	H13	町民と議長（副議長）との懇談（H13から毎月第1火曜の午後）
	H22.11	町民と議長（副議長）の懇談を月1回から月2回に（毎月1日と15日）休日は翌日
	H24.2	議長との懇談を議会だよりやまめ通信（毎月発行）で周知
	H24.4	議長室開放事業を実施（事前申込制）H27.1に小中学生に議会見学会を実施（5人）
まめ通信	H22.11	「めむろ町議会まめ通信」A4版を発行（H12から発行）
	H24.5	編集体制・方針を改め「まめ通信」をA3両面印刷にリニューアル
	H25.3	3月号で廃止し、H25.4から議会だよりを通年発行（毎月）
議会だよりの充実	H17.2	議会だより及びまめ通信の内容充実を検討し、町民に広く議会活動を周知
	H22.12	広報広聴委員会を設置して編集会議、編集（事務局）、発行の責任分担を明確化
	H24.11	マニフェスト大賞優秀成果賞を授賞（通年発行）
	H25.6	第33回北海道町村議会議長会コンクール入選
	H26.11	ホットボイス回答期限を2週間以内と決定
	H26	発行ページ数 124ページ
議会モニター	H24.3	議会モニター10人を決定（H24.4に制度実施）
	H25.4	議会モニター10人を決定 会議を3回開催（38項目意見・提案）
	H26.4	議会モニター10人を決定（5人継続）会議3回開催（76項目意見・提案）
議会のICT	H23	PCメールでの文書通知を開始
	H25.5	委員会の報告書をHPで公表、公式FB開設
	H25.8	委員会の中継・録画配信を開始
	H25.10	議員会でICT研修会（タブレット）を実施
	H26.3	議会HPのリニューアル（スマホ・タブレット対応化）
	H26.7	議会のLine開設、ツイッター開設
	H26.11	議会ICT計画を策定し、ICT研修会（タブレット）を実施
	H27.8	ICT研修会（タブレット）を実施
	H27.11	ICT推進計画策定を決定し、H28度タブレット導入を決める
会議録の充実	H24.4	議事録作成支援システムを導入し、H25.5からHPで公開
インターネット中継の配信	H13.10	インターネットでの議会生中継の実施
	H24.8	委員会のインターネット中継を配信
	H25～	H25中継・録画アクセス件数12,158件、H26は9,308件、H27は15,983件
議会の自己評価の総括	H26.5	議会基本条例の自己評価の初実施
	H26.5	自治基本条例および議会基本条例の議会評価を初実施しHPで公開
	H27.4	〃

議会白書	H24～	議会白書を作成、発行、HP 掲載 (H24,H25,H26) 毎年白書を作成し公開
自己評価と活性化計画評価	H24～	自治基本条例 (議会項目)・議会基本条例・活性化計画の評価と公表 (H24～H27 まで毎年実施して公表)

(2) 福島町議会 (独自の取り組み)

項目	年/月	経過および取り組み内容
議会評価	H17.1	「議会の評価」を実施 (議会・議員の活動評価は 4 年に一度の選挙だけであり、等しく住民の代表として議員活動を行なう必要が求められている。よって客観的には困難な評価としながらも、あえて議会・議員の評価手法を導入し、真の町民代表として資質向上を図り、その責務を果たすための一助とする) 「議員の自己評価」も実施 (H17.3)
	H18.3	本会議終了後、議会運営委員会を開催し「議会運営全般」について、問題点・課題等を毎回検討するとした
	H19.2	「議会の評価」、「議員の評価」(H18 度分) を公表 なお、前年の評価から反省点や課題を目標にすることが望ましいとして「議会活動の目標 (公約)」を策定し、その様式を追加し公表
	H22.4	「議会の評価」H21 分の評価結果について公表 (第 5 回目) 「議員の評価」H21 年分の評価結果は、定数 12 人中、8 人が提出。また、議会活動の目標 (公約) を 8 人が提出した (第 5 回目)
	H23.4	「議会の評価」「議員の評価」を公表 (第 6 回目) ※諮問会議に審議を求める 定数 12 人中 6 人が提出、議会活動の目標 (公約) は 10 人が提出
	H23.9	改選による議会活動の目標 (公約) を 11 人が提出
	H24.6	「議会の評価」「議員の評価」H23 度分の評価結果を公表 (第 7 回目) 全議員 11 人が「議員の評価」および「目標 (公約)」を提出
	H25.6	「議会の評価」「議員の評価」H24 度分の評価結果を公表 (第 8 回目) 全議員 11 人が「議員の評価」を提出し、目標 (公約) は 10 人提出
	H26.6	「議会の評価」「議員の評価」H25 度分の評価結果を公表 (第 9 回目) 議会の活動目標 (公約) は 10 人提出
	H27.6	「議会の評価」「議員の評価」H26 度分の評価結果を公表 (第 10 回目) 議会の活動目標 (公約) は 10 人提出
	H27.9	改選による議会活動の目標 (公約) を 10 人が提出
諮問会議設置	H22.4	福島町議会基本条例諮問会議委員に公募 2、議員推薦 2、学識経験者 1 の 5 人に委嘱 諮問内容は、①適正な議員数、②適正な議員歳費、③H22 議会評価の検討、 ④議会基本条例全体の検討

諮問会議設置	H23.4	諮問会議に諮問した内容は①定数の改正、②議員歳費の改正
	H23.11	諮問会議から「議会基本条例全体の検討について」答申を受ける
	H23.12	「福島町議会基本条例見直し検討による行動計画書」を決定
	H24.5	諮問会議に諮問した内容は調査審議事項①議会費の標準率、②議会評価（H23度の検討）
	H24.5	確認を求める事項として①基本条例見直し検討による行動計画の確認
	H24.10	諮問会議から「議会費の標準率」について答申を受ける
	H25.5	諮問会議への内容は調査事項①議員定数、②議員の歳費、③議会評価（H24度の検討） 確認事項として①基本条例見直し検討による行動計画の確認
	H25.9	諮問会議から議員定数および議員歳費について、答申を受ける
	H26.5	諮問会議への内容は調査事項①議会評価（H25度の検討）、また、確認事項として①基本条例見直し検討による行動計画の確認、②委員会の調査内容の確認
	H26.8	5月の諮問内容について答申を受ける
	H27.5	諮問会議への内容は調査事項①議会評価（H26度の検討）、②基本条例見直し検討による行動計画の確認、③議会基本条例全体の検討
	H27.10	諮問会議への内容は調査事項①基本条例全体の検討
	H27.11	諮問会議への内容は調査事項①基本条例全体の検討のまとめ
	〃	諮問会議から諮問事項に対する意見等の答申を受ける
	H27.12	諮問会議からの答申を踏まえ、「議会基本条例見直し検討による行動計画書」を作成 議会基本条例見直し検討による行動計画書を町部局へ
H27.1	議会基本条例の一部改正（議決事件に人口ビジョンと総合戦略を追加）	
議員研修会および報告会	H24.4	議員研修報告会の開催（議員のみ参加）①外国人研修生の受入れ、②暮らし推進事業 ※上記は政務調査費を使用した調査
	H24.5	議員研修会⇒テーマ：なぜ総合計画条例が必要か
	H24.10	委員会行政視察①移住対策事業、②町有林等の活用事業
	H25.3	議員研修会（専門的知見活用研修）⇒テーマ：北海道の栽培漁業の現状と課題
	H25.6	議員研修報告会 ①栗山町の総合計画に関する条例、②栗山町デマンドバス
	〃	議員研修会 ⇒ テーマ：子どもたちの食を育てる
	H25.11	議員研修報告会 ①木質バイオマスの利用について、②水産資源の増殖について、③少子化対策について ※委員会行政視察 ①バイオマスタウン構想、②光通信網を利用したICT行政サービス、③ナマコの加工
	H26.9	議員研修報告会 ①ふるさと納税、②体験観光
	H27.1	議員研修報告会 ①埋蔵文化保管庫、②埋蔵文化センター
	H27.2	議員研修会⇒テーマ：人口減少社会における地域戦略について（公共施設の老朽化問題）

議員研修及び 報告会	H27.10	議員研修視察 ①空き店舗を活用した介護施設、②農村型コンパクトエコタウン構想
	H28.2	議員研修会⇒テーマ：観光はまちづくりに効くのか
議員勉強会	H24.2	議員勉強会の開催：総合計画条例の研修
	H25 度	6 月、9 月、12、3 月議会の議案等の事前勉強会
	H26 度	5 月に①総合計画策定に伴う勉強会、②公共施設跡地利用計画に関する勉強会 9 月、12 月議会の議案等の事前勉強会、3 月議会の町政執行方針等の事前勉強会 まち・ヒト・しごと総合戦略及び地域住民生活支援のための交付金に関する概要の確認
	H27 度	9 月、12 月、3 月議会の議案等の事前勉強会
町民と懇談会	H22 度	議会報告会の開催（7 月）、住民懇談会開催（2 月）定数と歳費について 2 会場
	H23 度	町民と議会の懇談会（11 月）2 日間 2 会場、町民と議会の懇談会（2 月）2 日間 4 会場
	H24 度	” 4 会場、 ” 6 会場
	H25 度	”（6 月） 6 会場、 ”（7 月） 6 会場
	H26 度	”（4 月）6 日間 18 会場 156 人参加
	H27 度	5 月に町内会連合会と議会の懇談会（参加 43 人）
夜間議会	H19.3	「夜間議会」を初開催（町民懇談会で強い要望があり試行的に実施）傍聴者 51 人
	H20～	H20=17 人、H21=14 人、H22=23 人、H23.3=21 人、H23=22 人、H24=18 人 H25=43 人、H26=15 人、H27=12 人
その他	H24.9	本会議場で議員間討議の実施（総合計画変更に関する事）
	H25.3	佐藤卓也町長に対する問責決議を可決
	H26.3	佐藤卓也町長に対する辞職勧告決議を可決
	H26.11	福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱の制定（本会議等における特別職の答弁へのその後の対応として調査し公表することで町民への説明責任を果たす）
	H27.8	議員発議として町長への不信任決議を議決 福島町議会選挙（8 月 15 日投票率 71.72%）
	H27.9	スマホで議会録画中継が見られるようにシステム更新

芽室町・福島町議会の検証・評価

(1) 芽室町議会

項 目	取り組み内容
議会基本条例における自己評価	A=概ね達成、B=取り組んでいるが改善の余地あり、C=取り組もうとしているが達成している とは言い難い、D=取り組んでいるとはいえない、E=その他（不明・回答不可）、—=表記なしの 6 段階に分類し、自由表記も記入可能 評価は、議会基本条例の前文～第 1 条～第 30 条まで全条文について自己の評価を実施し公表

芽室町自治基本条例 における自己評価	第1章 総則（町政運営の基本原則）・第7章 議会と議員活動の原則（議会の役割、議会の責務、議会の活動）・第8章 町民、議員および職員の責務（議員の責務）・第9章 最高規範性と見直しの継続（最高規範性）などの条文について自己評価を実施し公表
政治倫理条例におけ る自己評価	第1条（目的）～議員の責務～政治倫理基準の遵守～調査及び審査～第5条 委任まで、全条文について自己評価を実施し公表
議会改革諮問会議	議会基本条例に基づき、①議員定数、②委員会数、③議員報酬額、④政務活動費、⑤議会改革・活性化策、⑥議会基本条例の適宜改正などについて、議長から諮問する 町民5人、任期2年間で「開かれた議会をめざす」なかで新たな活性化策として導入したもので、議会運営等に関し町民の皆様からの意見・提言など幅広く聴取し、議会運営に反映すること」としています。 ※諮問および答申の項目 ①議会 ICT の推進について、②議会 BCP について、③議員倫理・品格について 上記の①～③の諮問について付帯意見として答申されている これ以外の答申として ①政策提言機能の強化・進化、②財務監視機能の追跡・強化、③議会図書室機能の整備（ICT化も含めて）、④議会の改革・活性化策について、⑤議会基本条例の適宜改正について、⑥付帯意見
議会活性化計画	議会基本条例を形骸化させないよう条文自体を行動計画化し、中間・年度末に評価しやすい体裁にしている。全国的に希少な取り組みとして評価され、マニフェスト大賞最優秀成果賞に繋がっている
(1)次年度の議会活 性化計画主要事業	◆H28 芽室町議会活性化計画主要事業 「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」をめざして (1) 議会政策形成サイクルの充実 (2) 町民との意見交換会の充実（多様な世代の住民参加の促進） (3) 議員間討議の（自由討議）実践 (4) 議会 ICT 計画の推進と実践
(2) 次年度の 議会活性化策（案）	◆前年度からの積み残し事項（議会モニター意見・提案） ・親しみやすく、読みやすい「議会だより」の研究・SNS を活用した意見や提案公募の試行等 ・傍聴者への配慮の検討（傍聴者へアンケート）・会議中の不穏当発言（ヤジ等）の禁止徹底 ・子ども議会の開催検討 ◆今年度の活性化事項（議会改革諮問会議からの答申事項） ・課題抽出の理由を明確化・町民からの政策提案の検討・多くの町民を集める手法の検討（HPSNS,議会だより）・意見交換会における対話手法の確立・町のそよ風トーク等が出される課題の共有化・議会モニターについて審議会的に助言を仰ぐ・一般質問通告前に議会モニターの意見等を参考にする機会を設置する・議会モニターは幅広く集める・政策提言の実施・財務監査機能の強化・タブレット導入による政策形成能力の向上・議会図書室機能の整備・議会

	<p>図書室の他機関との連携・公聴会の検討（先進事例を研究し公聴会を開催）・議会災害時対応基本計画の検証評価改善・各委員会のミーティング手法を研究・議会サポーターの活用</p> <p>◆議運の答申事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議ルールの順守（会議条例など運用規則を廃止し会議条例の一本化を検討）
<p>(3)議会活性化計画 実行スケジュール</p>	<p>◆H28 議会活性化計画スケジュール（具体的な年間スケジュールを計画）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①H28 活性化計画評価・アンケート・議会自己評価（評価基準の作成・評価項目検証・見直し） ②議会報告と町民との意見交換会・団体意見交換会（世代別～若い世代との意見交換） ③議会改革諮問会議の開催 ④政策形成サイクルの実行・政策討論会の実施 ⑤参考人制度・公聴会制度・専門的知見制度の活用 ⑥議会モニター制度の遂行（モニターアンケートの実施） ⑦議会 ICT 推進計画の定着（SNS 活用推進、タブレット導入、議会中継システム更新） ⑧議会白書の作成と HP 掲載 ⑨議決権の拡大 ⑩議員間討議の遂行・委員外議員の発言の遂行 ⑪議員間交流の推進 ⑫文書質問制度の遂行 ⑬傍聴者への対応向上の検討（傍聴者アンケートの実施） ⑭議会基本条例の検証・見直し ⑮議会会議条例・同条例等運用規則の検証・見直し <p>以上の項目について、1年間に〇月～〇月まで議論し方向性を見出すもの、また、1年間通じて常時議論を行なうものと分類しスケジュールをたてている</p>
<p>議会白書の構成内容</p>	<p>平成 27 年度版 芽室町議会白書</p> <p>はじめに「町民の声を集め、専門家の知見を参考に、総合型議会改革を進め、政策提案型議会へ進化する」と前置きから始まる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議会活性化計画策定と計画の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議会活性化計画と取組み状況 <ul style="list-style-type: none"> ・議会の運営の基本理念と基本方針・議会活性化年間スケジュール・町議会活性化計画・議会自己評価（自治基本条例、議会基本条例、議員倫理条例）・H27 年度重点策 7 項目など (2) 会議の運営 ー2 常任委員会へ改正ー <ul style="list-style-type: none"> ・議会費の構成・会議開催数・会議案件数・本会議開催数・提出意見書や決議数・一般質問者数・原案否決や修正数など・ 2. 議会改革・活性化の取組み <ol style="list-style-type: none"> (1) 議会基本条例に基づく運営 <ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例制定の主旨と議会の取組みなど (2) 通年議会制（会期通年制）による運営 <ul style="list-style-type: none"> ・通年制にした理由など (3) 議会モニター制度 <ul style="list-style-type: none"> ・モニター制度の導入目的と会議等の開催や提案や意見の数などの状況

議会白書の構成内容

- (4) 議会改革諮問会議の設置
 - ・設置の目的と諮問した内容や答申内容
 - (5) 議会サポーターの委嘱
 - ・導入目的と講師の紹介
 - (6) 北海道大学公共政策大学院との包括連携協定事業の実施
 - ・経過と事業実績など
 - (7) 議会傍聴の環境準備
 - ・傍聴者への配慮や傍聴者数の状況など
 - (8) 前会議インターネット中継・録画配信と会議記録の公表
 - ・インターネットアクセス件数など
 - (9) 議会報告と町民との意見交換会（議会フォーラム）の開催
 - ・経過と実績、参加者数
 - (10) 議会広報紙の通年発行
 - ・経過と状況など
 - (11) 議会ホットボイス（ハガキ等で意見を募集）と町民意見募集（パブリックコメント）
 - ・意見内容と回答件数
 - (12) 議会 ICT の取組み
 - ・議会の SNS の取組みなど
 - (13) 議会研修計画策定・公開研修の開催
 - ・議会研修会の開催状況・議員研修会の実績など
 - (14) 文書質問制度の実績
 - ・文書質問の内容を報告
 - (15) 反問権と反論権の行使・再議請求
 - ・反問権と反論権の行使状況・再議請求状況
 - (16) 議員定数（維持）・委員会数・議員報酬額等の改正
 - ・議員数・委員数・報酬額・政務活動費などへの議論と考え
 - (17) 議会政策形成サイクル導入と政策討論会の実施
 - ・政策提言・提案および決議等の内容
 - (18) 子どもの参加
 - ・小中学生の議会見学会など
 - (19) 視察対応
 - ・受入状況
 - (20) 報道・取材対応
 - ・受賞および報道歴
3. 平成 28 年度（次年度）に向けて
- ・次年度の議会改革・活性化主要事業の項目など記載

<p>その他 議会活性化における 議運決定事項など</p>	<p>※専決処分が可能な額（町長の専決処分事項の全部改定）100万円以下の和解等、250万円以下の財産の取得及び請負契約、災害等による応急的な工事で歳入歳出の補正に関すること</p> <p>※「所管に関する発言（質疑）の自粛」</p> <p>①状況変化や進展が認められる内容</p> <p>②大綱的・政策的な内容（総合計画上の政策・施策レベル）で執行機関の長に質すべき内容</p> <p>③議長が許可する内容</p> <p>※「大綱的・政策的な内容に限定」の定義・解釈</p> <p>議員の発言について自治法に規定なし（会議規則に委ねる）とされるが、一般質問は議員に与えられた重要な権能であり、議案とは関係なく長に対し行政全般に渡り事務の執行状況、将来の政策方針について所信を質し答弁を求めるものである。よって自治事務及び法定受託事務を範囲とし、大所高所から執行機関とダイナミックな政策論争し政策の所信を問うものである。このことから必然的に総合計画で位置付けられるところの政策・施策レベルの論議が基本となり、事務事業レベルの内容に終始すれば「一議員の質問の質」とどまらず、「芽室町議会議員の質」ひいては「芽室町議会全体の質」まで問われることになる。</p> <p>従って事務事業レベルの内容は、予算審査及び決算審査の際の質疑で行なえばよく、まして常任委員会が委員会条例に基づき設置されている主旨を踏まえれば、第一義的には委員会の権能である調査権を行使すべきである。また、議会基本条例では、議員間討議によって執行機関側に「委員会として」改善・改革を申し入れ、政策提言をすることを謳っている。</p> <p>大綱的・政策的レベルの定義をめぐり、議員の権能を主張するのみではなく、本議会が「常任委員会の活性化」に力点を置くことを認識すべきである。したがって所管に関する一般質問は、高位水準の通告内容であるべきことは当然である。</p> <p>本会議における質疑も同様で発言は議長の許可を得た後になるため、しばしば議長が発言を制止する場合があるが、本会議での質疑は議題となっている事件について、賛成、反対または修正等の判断が可能となるように、疑義や不明確な点を提出者から答弁を求め、さらに質すものとされる。また、質疑では、本来、自己の意見を述べることは出来ないとされている。単なる数値統計、傾向等を問う事務事業レベルの質疑は、議員活動の中で所管課へ出向き、事前に把握するべきである。その上で、所管委員会に関する質疑は、常任委員会が有する調査権を限りなく行使するべきである。このことが「議会全体及び委員会の活性化」につながる。従って本会議での所管委員会に属する質疑の内容は、二元代表制の政治領域から「執行機関の長」の所信を問う水準であることは当然である。</p> <p>※「議員ブログ・通信」について（H25.4 議運決定）</p> <p>議員は、議会基本条例の「倫理性」及び政治倫理条例の「議員の品位並びに名誉を損なう行為を慎む」により、町民からの信頼を損ね、誤解されることのないよう努めなければならない。議会議員の名称を書き込みながら、「議員のブログ・通信」が個人開設・個人発行と解せるものではなく議員として責任を持たなければならない。また、議員への誹謗・中傷も絶対にあってはならない。また、自治法132条中に「他人の私生活にわたる言論をしてはならない」については、一般的に町民等を指すのであって、直ちに議員に関して適用されるものではない。従って、全協等において議会が自制的に協議することさえも拘束されるものではない。懲罰審査の前提段階において、議員全体で協議することはあり得るものである。</p>
---------------------------------------	--

<p>その他 議会活性化における 議運決定事項など</p>	<p>※議員の「やじ」について (H26.7 議運決定)</p> <p>標準会議規則では、議場の秩序を維持する観点から、何人も会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならないとされている。また、議長に秩序維持のための権限が認められており、議員のやじが議場の秩序を乱す場合には、議長は制止や議場の外に退去させるなどの措置をとることができる。さらに、議員は議会の会議や委員会において無礼な言葉を使用し、他人の私生活にわたる言論をすることが禁じられており（自法 132 条）、これに反する場合は懲罰の対象となる（自治法 134 条 1）。これにより侮辱を受けた議員は、議会に訴えて処分を求めることができる（自治法 133 条）</p> <p>議長には傍聴人の取締権が認められており、傍聴人が公然と可否を表明し、または騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、議長はこれを制止し、または傍聴人を退場させる等の措置をとることができる。</p> <p>※議会改革諮問会議からの付帯意見 (H26.6)</p> <p>①町民の負託と責務を全うすること</p> <p>二元代表制のもとで付託された議員の責務は重いものがある。議会基本条例施行から 1 年が経過し基本理念に基づいた活動の効果は十分にあげているとはいえ、議員一人ひとりが更なる研鑽に励み、町民の付託と責務に全うすべきである。</p> <p>②議会基本条例の順守と検証を行なうこと</p> <p>議会基本条例は、議員自らが定めた議会の最高規範であり、議員自らがこれを「生きる条例」にするために真剣に考えるべきである。条例を遂行するにあたり、プロセス（実施行程、手順等）を作成し、常に評価、是正、改善を行なうことを求める。</p> <p>③委員会活動の活性化を図ること</p> <p>委員会活動において、所管事務調査に留まるのであれば増員する必要はない。委員会開催についても、調査案件を整理し、効率的に会議を進めることも重要である。委員会の活性化は第一義的政策提案や政策論争を「議論」を通じて積極的に行うことであり、議員間討議を活発に行える委員数を想定した答申内容としている。さらに町民に対して委員会活動の透明性の担保を求める。</p> <p>④政策課題を論点・争点化すること</p> <p>本会議における一般質問及び委員会質疑などは、論点化及び争点化に努めるべきである</p> <p>⑤議会改革・活性化策について</p> <p>議会・議員自らが議会基本条例および議会活性化計画に基づいた活動を検証し、改革・活性化策を示すべきである。</p> <p>⑥議会基本条例の適宜改正について</p> <p>議会基本条例の適宜改正については、現時点で改正すべき条文はない。</p> <p>※議長見解（一般質問通告等）H27.1 全員協議会</p> <p>「一般質問の通告に関する議会運営委員会の決定事項をめぐる上位法（憲法及び自治法違反）違反等」の見解について</p> <p>要旨：議会運営委員会の決定事項を遵守せず、議会運営を妨げる事態が続いていることから、議会運営上の支障となっており、遺憾と言わざるを得ない。議会運営委員会の決定事項を遵守することは議員の責務であり、議員各位におかれては、今後も議会運営委員会の決定事項を遵</p>
--	---

<p>その他 議会活性化における 議運決定事項など</p>	<p>守るよう強く求めるものである。</p> <p>(1) 議会運営委員会が決定できる事項</p> <p>会議規則において「議会運営委員会は、議会運営に関する諸般の協議を目的を掲げる」とされ「①議会の運営に関すること、②その他議会運営上必要と認められる事項」がある。よって議会運営委員会は、会議規則等に定めのない事項に関しても、議会運営上必要と認められる事項において、そのルールを定める権限を有するといえる。</p> <p>(2) 議会運営委員会が決定したルールの議員に対する拘束力</p> <p>会議規則で「議会運営委員会が決定した事項については、議員はこれを遵守しなければならない」と定めている。したがって議員は、議会運営委員会において定めたルールを遵守しなければならないのは当然である。</p> <p>(3) 議会運営委員会で決定したルールを遵守しない場合の取扱い</p> <p>議員が議運の決定事項に従わない場合、議事の整理進行が害されることになるため、議長はその事務等利権に基づき、適切な処置をとり得るものといえる。従って議員が議運決定の「一般質問の通告に関する取り決め」を遵守しない場合には、議長は事務統理権に基づき、これを受理しないことが可能。</p> <p>(4) 「一般質問の通告書に関する議長の検閲違反等」の見解について</p> <p>一般質問の通告に関しては、議長が通告文を取り纏め、一覧表を作成し公文書として取扱い、町長に送致している。これは議長の事務統理権のもとに、通告文中の誤表記および誤内容の提出を回避することを目的として精査し、議会を代表する議長が、町長をはじめ執行機関に最低限の誠意を尽くすものであると考える。</p> <p>さらに一般質問通告一覧は、本会議で議案として配布されるものであり、議会 HP で町民に公開されるものである。このことから本議会では歴代議長のもとで「公用文書等に関する規則」等により整理し、より正確な文書化に努めてきた。例えば「まめ通信」議会広報紙に一般質問の通告文を掲載した経緯もあり、発行責任者である議長が、誤記および誤内容を修正することは当然としてきたものである。これらは、議長固有の権限として行使することにより、議会の秩序を保持してきたものであり、他の議会に誇ることができる対応として自負する。</p> <p>これら議長の行為が「検閲に該当せず、もって議員の固有の権利を侵すものではない」との見解を各関係機関から受けており、今後もこれを継続する。</p>
--	--

(2) 福島町議会

項 目	取り組み内容
<p>議会・議員の評価及び議会白書の構成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆各定例会における議会運営委員会の反省事項（一般質問や理事者の答弁内容など） ◆各常任委員会等の活動における総括意見を纏める（調査・研究項目ごとに） 特別委員会や広報広聴委員会においても総括意見を纏める ◆議会による行政評価（事務事業評価） まちづくり基本条例において、行政活動を点検し改善を図るため決算による行政評価（事務事業評価）を実施し、議会へ決算説明資料として提出している。議会として行政評価要綱に基づき、全議員が事務事業の内容を総合的に判断した4段階評価を行ない「議会の最終評価」と総合的な説明を加えて「議会評価」としている。（◎・○・△・▲の4段階評価）

<p>議会・議員の評価及び議会白書の構成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆議会の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問者数・委員会における質疑件数・討論者数・討議者数・発議件数・文書質問件数等 ◆議会の公開度 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の公開・審議記録の公開・議会経費の公開・視察報告の公開・全員協議会の公開 ◆議会の報告度 <ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりの発行・HPの運用（アクセス件数）・議会への報告（事務組合など選出議員による会議報告） ◆住民参加度 <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の開催・参画者への対応と参加度（本会議、委員会の傍聴者数など） ◆議会の民主度 <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問の一問一答方式・対面方式・一般質問の答弁書配布・一般質問の回数及び時間制限の廃止・議会における選挙の状況など ◆議会の監視度 <ul style="list-style-type: none"> ・長との適正な関係の維持（執行機関を批判・けん制・監視する権限を再認識し、長となれ合いにならないよう自戒し、是々非々に徹すること） ・全員協議会の適切な運用（行政上の重要な事項等についての協議や自主的な勉強会） ・議会権能（けん制・批判・監視等）の適切な遂行（与えられた権限を正しく行使） ・一般質問等答弁事項の追跡調査（特別職の一般質問および町長提出議案の答弁に対するその後対応を調査し公表することで、町民への説明責任と監視目的が果たされる。）なお、一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱を定めている。 ◆議会の専門度 <ol style="list-style-type: none"> 1. 政策立案、審査能力の向上強化（地方議員に期待される能力は、特に政策形成や行政監視の面が重要である。そのため以下の点について改善を進めた） <ul style="list-style-type: none"> ・政策提言に繋がる一般質問・議員研修の充実・議会による行政評価の実施・総合計画の基本計画等への提言 2. 議決範囲の拡大（政策形成能力や行政監視機能を高めるには、これまで制約されていた議決権をはじめ権限全般の強化を図る必要がある） <ul style="list-style-type: none"> ・議決事項に福島町総合計画など他に 12 の計画を追加 3 所管事務調査の充実強化（政策立案能力の向上や議案審議に資するため所管事務調査の綿密かつ積極的に行う必要がある。従ってこの権限を十分活用する） <ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査の件数及び調査に費やした日数の報告 ◆事務局の充実度 <ul style="list-style-type: none"> ・議場の整備充実・事務局の充実強化 ◆適正な議会機能（法定以外の執行部附属機関の委員就任廃止） <ul style="list-style-type: none"> ・適正な議会経費・議員定数・議員報酬・費用弁償の廃止・政務活動費 ・系統議長会の体制整備（諸問題解決のために迅速かつ適切に対応できるよう体制整備が必要） ・議会の自主性強化（議会の自己改革の推進強化） ・公職にある者等からの働きかけの取り扱いの方針に関する決議 ・不当要求行為の未然防止に係る「取扱い要綱」の策定し、職員が職務に対し外部からの働き
---------------------------------	---

	<p>かけを受けた場合は、その状況を的確に記録し、内容を公開することを基本とした取扱い要綱等の制定を要望する決議を採択した。</p> <p>◆研修活動の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の効率的な取り組み（議員研修会、行政視察報告会）・視察受け入れ実態
<p>議会基本条例見直しによる行動計画 諮問会議の意見</p>	<p>◆議会基本条例に関する諮問会議からの意見</p> <p>課題：分かりやすく町民が参加する議会</p> <p>諮問会議のまとめ</p> <p>議会による意見交換会による情報提供は定着し、理解も深まっているため今後継続するとともに、この場を議会に対する町民の政策提言の場として充実して欲しい。また、議会 HP のリニューアルについて、議会への関心を一層高め、町民の間で話題となるような情報発信に心がけてほしい。</p> <p>課題：しっかり討議する議会</p> <p>諮問会議のまとめ</p> <p>討議する議会に向けた改革は進み委員会も活発になっているが、今後、政策提言に結び付くよう一層の工夫が必要である。一方、本会議での討論は試行錯誤の段階であるので、今後は議案のポイントを論点整理し、各議員がそれを活かして本会議に臨むなど工夫が必要。</p> <p>課題：町民が実感できる政策を提言する議会</p> <p>諮問会議のまとめ</p> <p>総合計画条例に制定実現や、次期の総合計画策定に向けた議会の提言は、議会の制作活動として高く評価されている。とくに自治基本条例、議会基本条例、総合計画条例の3大条例がそろそろ（全国では2例目）ことで、政策を中心とした基本ルールが明確になったので、今後議会には積極的にこれらを活かしたメリハリの利いた制作活動の展開が期待される。</p> <p>◆議会基本条例見直し検討による行動計画書の進行管理（H27 度）次年度に向けて</p> <p>議会基本条例の見直しの項目について課題を掲げ、その解決に向けた目標期間を具体的に定めて取り組み、公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員間討議の取組方法の検討と試行実施 H28.2 中までに取組方法を検討し、H28.3 から試行する ・議員の発言ルール（案）の検討と試行実施 H28.4 の試行実施に向け、より分かりやすい発言をめざし、一定のルールを検討する ・反省事項に「政治倫理基準の遵守」を追加 議員の発言に問題がないかを確認し、問題があった場合には議長を通じて該当議員に伝え改善を図る。 ・広報広聴委員会の定期開催 年度当初に広報広聴委員会を開催し検討する。町内の各団体等と懇談会などを積極的に開催し、「町民が実感できる政策を提言する議会」の実現をめざす。また、各常任委員会の所管調査の際に関連団体との懇談を検討する。 ・議会 HP のリニューアル 他議会を参考に見やすいレイアウトを検討する。誰でもできる CMS の導入を行ない、早急

諮問会議の意見

- な情報発信をめざす
- ・町民に親しまれる議会だよりの検討
文字サイズの拡大やレイアウトの工夫等により、町民に親しまれる議会だよりを検討する。
また、現在、表裏カラー（ほかは2色刷り）をフルカラーに検討。
 - ・議員勉強会の内容充実
現在、事務局において議案審議のポイントとなる点などを予め調べ、勉強会で説明することで進めてきたが、各議員が注意・確認を要すると判断した議案に関して発言する場を設定することを検討。また、勉強会の中で一般質問予定の概要を説明する場を設け、議員間で討議を行なうことにより質問内容の更なる充実を図る。
 - ・議員の自主的な取り組みによる個人活動報告等の実践
各議員の活動事例やHP開設の実践例とを確認し合いながら自主活動の充実に向けて実践
 - ・一般質問の充実
他の町村議会の質問等を参考に、当町でも取り上げる一般質問内容がないか確認し、一般質問の更なる充実を図る
 - ・文書質問の更なる充実
町民要望等に対応する手段として、一般質問と同様、積極的に活用する
 - ・町政に対する町内会要望や意見の内容を活用
行政が毎年行っている「町政に対する要望・意見の取りまとめ」を町民からの請願・陳情と位置付け、常任委員会の調査事項として検討する
 - ・議決事件の追加及び削除
これまで議決事件とされている12件のうち10件の重要計画を議決してきたが、再度、内容の精査を行ない、行政側と協議し現在規定している計画の追加及び削除を検討する。
 - ・常任委員会の先進地視察
常任委員会の視察予算は、政務活動費導入に合わせ廃止した経緯があるが、各常任委員会でテーマを決め、必要に応じて補正予算対応により先進地視察等の行政視察を検討する
 - ・政務活動費の交付額等の見直し
月額5千円（年額6万円）で各地に研修・視察等を行なうには十分とは言えない交付額である。また、改選期においては改選前の4月～8月までの5か月間は政務活動費が支給されないことから、議員活動を更に充実させるため交付額を見直しする。
 - ・議会関係資料の図書室配置
議会で管理している議会図書室は、現在、議会だよりや地方議会人、月刊ガバナンスなどを閲覧可能としているが、本会会議や常任委員会等の資料は、町民が目に見ることができない状況である。そのため議会関係資料がいつでも見られるよう図書室の充実について検討する。
 - ・議会基本条例の整備等
議会基本条例の制定以降、改革が進んでいるが、改革の内容が多岐にわたり細くなるにつれて全体像が見えにくくなることから、関連する条例等を確認し、本文に掲げた方が良いと思われる内容がないか検討・整理。また条文と規則などの関連が一目でわかるよう関係図を作成する。※ 任期中において整理・統合する

4. その他議会改革の取り組み

(1) 通年会期

芽室、福島町議会とも通年議会制を導入し会期を 365 日間としている

＝通年会期の導入目的＝

①議会開議の主導権を確立する

町長が一度議会を招集すれば、あとは議長が招集する権利を有し、自主的に議会を開くことができる。通年議会制により、議会招集は議長が行なうが 1 年間を通して本会議が開催されるという主旨でないことを明確にした。

②委員会活動及び議員活動を機動的に行う

これまでは、臨時会を除き定例会と定例会の間は、決められた内容以外の案件を委員会で調査することができなかった。しかし、通年議会制の導入により、議会は 1 年間を通じて機動的に活動でき、監視力を高めながら政策提言する機会をつくることになった。

③専決処分等への対応

専決処分、一時不再議及び文書質問制度の導入は、先例議会を参考に行政機関と協議した。長が議会を招集する「議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当する事例が殆どなくなり、自治法 179 条に基づく専決処分は限りなく出来なくなった。

しかし、長において議会の議決に付す①災害等の維持補修や工事、②年度末における基金繰り戻し、③年度末における日切れ法案及び起債許可の決定など時間的制約のあるものなどについては、専決処分を認め指定を行なった。

(2) 文書質問

通年議会の目的に沿って、定例会議が開催されない期間に政策的・大綱的な内容について長に対し、質問ができるよう H25.4 から文書質問制度を導入。これは文書を通して、一般質問や所管委員会の事務調査に繋がるケースもあり、活発な政策論議への展開を想定したもの。文書質問の通告文及び回答文は、議会広報及び HP で公表している。

(3) 反問権と反論権の行使

議会基本条例で反問権と反論権の行使を認めている。本来、反問権は政策論議のためのものであるが、質問や質疑に対して確認のための「問い返し」に留まっている。反論権は、議員及び委員会による条例案の提案説明後及び議案の修正案の説明後、意見書案の説明後に議員が行なう討論の前に町長等が議長及び委員長の許可を得て行使する。H27 度中の実績は 1 件。

(4) 一般質問の答弁書の事前配布

福島町議会基本条例

第 5 章 町長等と善政競争する議会

(町長等と議会・議員の関係)

第 8 条 町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と町長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点・争点を明確にし福島町の善政について競い合い・協力しあう事に意識して、町政を運営する。

(中略)

4 町長等は、一般質問の通告制の趣旨を重んじ、事前の答弁調整としてではなく、討議の充実を図

る観点から、議会（質問議員）に対して事前に答弁書を提出する。

一般質問の通告制は、議長に対して行われるものですが、事前に町長等に質問の要旨を通告して、討議の充実等を図るため 1 回目の答弁要旨を事前に議長を経由して質問者に配布する。運用については、都道府県議会等で指摘されているような「事前の答弁調整」となり、議会が形骸化することにならないようにする。

したがって、質問回数及び制限時間を設けていないために、議員と町長等の議論は終始しないと解されるが、実際は執行機関の答弁主旨と質問者の質問主旨を把握しているため、議長の采配で議論の幕が閉じることになる。

(5) 常任委員長リーダーシップの発揮

常任委員会は、議会固有の調査権を有し政策提言に向けた活動が行ないやすくなっている。特に委員会を掌握する正副委員長は、リーダーシップを発揮し委員会を牽引する役割を担っている。そのために芽室町議会では常任委員長が果たす役割が定められている。

- ・正副委員長会議の必須化（正副会議を定例化）
- ・委員長報告書の決裁の徹底（押印）
- ・各常任委員会のミーティングの推進
- ・自由討議手法の実施・研究

(6) 政治倫理基準の遵守（芽室町議会政治倫理条例）

（目的）

第 1 条 この条例は、芽室町議会議員（以下「議員」という）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員が政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第 2 条 議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治論理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

（政治倫理基準の遵守）

第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1)二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、法令を遵守し議会及び議員の品位並びに名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれる恐れのある金品の授受その他行為をしないこと。
- (2)芽室町職員の職務執行を妨げるような、不正な働きかけをしないこと。
- (3)芽室町が資本金、助成金、補助金その他これに準じるものを出資している法人等若しくは芽室町が行なう許可又は請負その他契約等に関し、特定の者のために有利な取り扱い又は不利な取り扱いをするような働きかけをしないこと。
- (4)芽室町の職員の採用、昇任等に関し、不正な働きかけをしないこと。

（調査及び審査）

第 4 条 議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査及び審査する必要があると認めるときは、これを議会運営委員会に諮る

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

福島町議会では、H27の議会基本条例見直し検討による行動計画の中で、「政治倫理基準の遵守」を追加した。本会議の反省事項として議員の発言に問題がないかを確認し、問題があった場合には議長を通じて当該議員に伝え、改善を図ることとした。

(7) 議会BCP（業務継続計画）の取り組み

芽室町議会活性化の取り組み評価事項において、積み残し課題とされるのが、議会災害対策本部設置、議会BCP（業務継続計画）の事項について課題とれている。

＝議会BCP（業務継続計画）の手順＝（大津市議会の例）

①議会事務局による議員の安否確認、職員同士の安否確認

緊急時に参集する事務局職員の順番を決める。

参集場所を予め数か所に決定

②議員による「災害対策会議」の設置

構成＝議長、副議長、議運委員長、各派代表者などで構成

初動期の安否確認、情報収集、地域の救援活動に従事

災害対策会議は、議員の個々の実情を加味しながら指示を出す

最も重要なことは議会機能の維持

③災害復旧対策、復興対策の取り組み（災害対策会議の解散）

道路インフラ、通信インフラ、生活インフラの代替え措置など

議会機能の確保（議論する場を確保）通信インフラの確保と議場の機能を確保

審議して執行機関に伝えることが重要な役割であり、これが業務継続（BCP）である。

④業務継続計画（BCP）の検証と見直し

防災計画が浸透していなかったり、想定外の出来事から対応に不備が出たり様々な事象が発生するため、常に見直しを含めて対応を図る。

(8) 議決事件の拡大

芽室町議会では、H22.11の自治法96条第2項（議決事項）を受け、拡大について調査を実施。また、自治法の改正案（市町村の基本構想の議決規定の削除）が審議中であったことから、当該議会では協議の結果「芽室町議会の議決すべき事件を定める条例」を定め、総合計画の実施計画を議決要件とすることを議決した。

芽室町議会基本条例

（議決事項の拡大）

第14条 議会は議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法第96条第2項の議決事件について次のとおり定める

(1)芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画

(2)定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告

- (3)芽室町庁舎建設基本計画
- (4)芽室町都市計画マスタープラン

福島町議会基本条例

(議決事件の拡大)

第 11 条 代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定にあたっては議会としての議決責任という役割を町長等に公平に分担するという観点に立ち、自治法第 96 条第 2 項の議会の議決事件について、次のとおり定める。

- (1)福島町総合開発計画
- (2)福島町都市計画
- (3)福島町住宅マスタープラン
- (4)福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (5)福島町次世代育成支援行動計画
- (6)福島町自立プラン
- (7)福島町地域防災計画
- (8)福島町過疎地域自立促進市町村計画
- (9)福島町森林整備事業計画
- (10)福島町農業振興地域整備計画
- (11)福島町地域マリンビジョン計画

福島町の主要な計画を議会で決めることと規定して、提案する町長等に一方的に重責を負わせることなく議決することにより、議会・議員も公平に責任を分担するという視点で 11 項目を規定している。なお、各計画の事業費等については、計画額という観点で捉えるものとしている。

5. 視察のまとめ

両自治体は、自治基本条例を制定したうえで議会自らが定める議会基本条例とともに、「住民に開かれ、分かりやすく、活動する議会」をめざし、議会の活性化に恒常的に取り組みを進める議会である。

高山市議会は H23 年 5 月から議会基本条例に沿った議会活動を始め、本年で 5 年が経過しており、現在、議会基本条例推進協議会を設置し、政治倫理規定、議会活動の評価・検証、議員定数・議員報酬・政務活動費・諸手当のあり方について議論する専門組織を立ち上げている。これらの調査は、議会運営委員会、常任委員会、広報広聴委員会、議会事務局を分科会とし其々で調査を実施して、本年 10 月頃までに一定の方向性を出すこととしている。

高山市議会が今後、取り組みを強化する事項については、芽室町及び福島町の両議会を参考にできるものは参考にした上で、高山市議会の経過と実情に則したものを取り入れ、議会のさらなる活性化に結び付けるべきと考える。

=広報広聴活動=

◆議会だより等

高山市議会は、H22 から議員自らによる「議会だより」を定例会毎に発行し、年間 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月）に発行している。他議会の多くは、議会事務局が原稿づくりから編集作業まで一連の業務を担っているが、当議会は作業の殆どを広報広聴委員会が中心となり、常任委員会や議員自らの原稿によって構成されている。

視察を行なった芽室町、福島町の両議会とも原稿作りから編集作業の全てを議会事務局が担っており、特に芽室町議会では「まめ通信」（定例会の狭間で発行）を発行し毎月議会だよりを発行している。（定例会後の議会だよりは年 4 回発行）

当議会として毎月発行の是非の前に、各常任委員会の更なる積極的な取り組みの下で調査研究の成果に繋げる活動が重要といえる。そのことが市民に還元できる議会の活動であり、政策提言（立案）をめざす高山市議会の議会改革である。但し、政策討論会、市民意見交換会、その他議会の取り組みや活動（行事等）が終了した段階では、臨時号として発行するなど情報公開を積極的に行うべきと考える。

なお、今後の議会だよりと市民の間で一体感を醸成させるため「市民の声」や「市民の意見」などの専用ページを開設するなど、一層の工夫も必要と感じている。また、高山市議会の取り組む議会改革に対しても、視察を受け入れ対応している状況など記事として掲載することも大切である。

また、フェイスブックやライン、議会 HP においても、随時更新するなど、議会だよりの内容を SNS を通じて更新することは大切であり、これらについて議会事務局との関わりについても協議する必要があると感じた。

※広報活動の理想

- （日）ごとに対応する広報 ⇒ SNS（FB、Line、HP）見せる化、見える化
- （月）ごとに対応する広報 ⇒ 議会だより（毎月発行）
- （年）ごとに対応する広報 ⇒ 議会白書

◆市民意見交換会

高山市議会の地域別意見交換会は、H22 から開催しており、同時に常任委員会でも分野別意見交換会を実施し、市政の課題把握とその解消に向けた取り組みと併せて、積極的に政策提言を行なおうとする委員会活動として位置付けている。

特に地域別意見交換会では、毎年、参加者や年齢層・性別が限定されるなど、幅広く市民の意見を聴取し「市民とともに歩む議会づくりを進めるための情報共有と意見交換」を趣旨とする広聴活動に課題が押し掛かっている。

芽室、福島両町議会においても地域別意見交換会の参加者の増加策については、苦慮している状況が伺われるが、参加人数の多少の是非よりも話しやすい環境の空間の創出や、世代を限定した意見交換会、継続する意義深さなどが重要との認識で一致している。

今後は、これまで同様に 21 地域での開催を前提として取り組んで行くことが重要であるが、対象者を世代別（若年層）や性別（女性）などを敢えて限定した運営が求められている。また、新たな取り組みとして「議会フォーラム」の開催など市民を交えた講演や大学

講師等を招きテーマを掲げた討論会方式のあり方の検討も必要と感じている。なお、高校生との意見交換会も「フォーラム」的な要素を持たせ、かつ委員会活動と連動した開催方法を検討することが必要となる。

市長も市民との意見交換会を実施している状況の中にあっては、議会の意見交換会は常に差別化を図る必要がある。

=議会改革全般=

◆議会白書、議会・議員の評価

議会基本条例推進協議会の第1分科会において「論点③議会活動の評価について」議会運営委員会のWGが調査研究に取り組んでいる。H27度のWGの報告によれば「議会白書」の策定の必要性が報告されており、今後、具体期な取り組みや内容についての手順などを示すことが課題となっている。また、高山市議会基本条例第24条(評価制度)では、「少なくとも年1回、評価を行なうものとする」と謳っていることを踏まえ、早急に評価の実施を迫られている。

年1回の評価を前提とすれば「議会白書」の策定について、毎年の公表が義務と考えるのが当然である。但し、現時点では早期策定に向けた取り組みが最優先されるべきである。議会白書の必要性は、議会・議員の役割と責務に基づき、実効性を明らかにするため1年間の議会活動の実態や問題点など報告書としてまとめ公表し、限りない目標達成のために「高山市議会白書」の策定は義務と考えるべきである。

そこで、連動するのは「議会の評価」である。具体的な評価方法として先ず、他議会の事例を参考にした具体的な評価項目の設定や、議会基本条例に対し議会・議員の活動評価について議会内部で自己調査を実施する必要がある。また、その内部の自己評価について課題を整理し、外部機関を設置し諮問して答申を受けることによって、議会が自らの課題に向き合う姿勢が明らかとなる。また、議会内において、毎年、常任委員会の活動について「申し送り事項」が申し送られているが、次年度において課題解消のための取り組み方針が曖昧であり、単年度限りの運営が繰り返されているのも事実である。今後、年度末には課題を整理し「申し送る」こととしても、年度当初から取り組みを進められるような実施計画や行動計画の策定により、次年度の具体的な運営のタイムスケジュールまで示したうえで取り組む必要がある。その取り組みが、評価・検証によって見出される課題の解消に向けた議会の「議会評価のPDCA」と考える。

◆政治倫理規定

議会基本条例推進協議会において「論点②議員の政治倫理について」は、議会運営委員会によるWGで調査が行われている。H27度のWGの報告では基本的に「議員の政治倫理」は高山市議会の政治倫理の「申し合わせ事項」を議会基本条例に格上げして位置付けることを確認している。

そこで議会改革を進める高山市議会の政治倫理については、「申し合わせ事項」を基本としつつも、政治倫理基準を明確に記す必要がある。そこで以下の項目について挿入されることを含めた議論が必要と考える。

- ※法令を遵守し議会及び議員の品位並びに名誉を損なう行為の禁止
- ※疑惑を持たれる恐れのある金品の授受、又は疑惑を持たれる恐れのある行為の禁止
- ※職員の職務執行を妨げるような不正な働きかけの禁止
- ※高山市が資本金、補助金等を出資している法人の許可又は請負・契約等に関し有利な取り扱い、不利な取り扱いをするような働きかけの禁止
- ※職員の採用、昇任等に関し、不正な働きかけの禁止
- ※議会基本条例の趣旨に基づく議員の積極的な取り組み

◆自治基本条例（まちづくり条例）の必要性

高山市でも「市民協働によるまちづくり」が昨年度から進められており、市民にとって豊かな地域社会を形成するため（まちづくり）＝（自治）が行われている。これまでの社会システムは、中央集権型になっており、真に主体となる市民がまちづくりに関わる機会は多くなかった。しかし、少子高齢化や過疎化、産業振興など、地域が抱える課題は様々で全国一律の中央集権型のまちづくりでは地域課題の解決は困難となった。其々の市町村が、地域の実情にあったまちづくりを行なうために「地方分権」が進められ、自分たちのまちづくりを自分たちが決め、責任を持って運営していく、本来の自治の姿が必要となっている。

そこで高山市が行っている「市民協働によるまちづくり」をより実効性のあるものに繋げるためや、社会環境など取り巻く状況が大きく変革する中での「新しいまちづくり」には市民の活動を担保する「市の憲法」などが必要である。

その中において、まちづくりの主体である市民と、市民から託された議会・行政が一体となって「協働によるまちづくり」を進めるべきである。主体である行政の本気度が曖昧では「市民協働によるまちづくり」の軽薄さを疑うことにもなり兼ねない。

また、議会は自ら「議会基本条例」を設置し、議会の役割と責務を明確にして活動を行なっているが、自治体としてこれを担保する法令（条例）がないことも事実である。市民と議会・行政が一体となった「協働のまちづくり」を成功させるには、行政の本気度を示した「自治基本条例」（まちづくり条例）の制定が必要である。

このことを行政、議会が互いの PDCA の取り組みによって、執行機関と議事機関の切磋琢磨が期待され、市民の権利と責務及び議会と行政の役割と責務を明らかにして、市民自らがまちづくりに参画し協働することによって住民自治の実現を図ることを目的とするべきと考える。

◆委員会の政策形成サイクルの再認識

高山市議会基本条例第 14 条（委員会による政策提言）を謳っており、「市民意見等を考慮した政策提言の実施、議員間での政策提言に向けた討議の実施」など掲げられている。また、委員会の政策提言は、市の政策水準の向上に繋げるため、政策提言の作成（P）～提言実施（D）～提言事項の予算への反映及び執行結果のチェック（C）～チェック内容の次の提言への反映（A）の PDCA サイクルで管理することとしている。

しかし、昨年度から委員の任期 2 年制を取り入れ、委員長は互選で選出する慣例から

委員会運営における計画性と実効性が曖昧になっている。年度末には課題の整理を実施し、次年度のタイムスケジュールを策定したうえで、次年度当初から課題解消のための積極的な活動が、以前にも増して求められている。

これらは、委員長のリーダーシップによる運営が強く発揮されるべきであり、それの下に実行計画に基づいた活発な活動を継続することで、政策提言の内容が充実するとともに市の政策水準の向上に寄与するものとする。

◆積極的な議員研修会の開催

高山市議会基本条例第 17 条（議員研修）が謳われており、「議員の議案審査や政策提言に必要な能力等を向上させる研修を充実させることで、地方分権や多様化する市民ニーズに対応した議会活動を行なう」と定めている。

当議会において議長や常任委員会などの主催で議員全員による研修会や勉強会を年 1 回程度開催している。今回の芽室、福島両議会の視察において、議員研修会は頻繁に開催されており、町村議会と市議会の規模の違いはあるにしても参考にする必要があると感じた。両議会では、常任委員会による研修や視察、議員による研修・視察など、政務活動費や公費による研修・視察については、報告書を作成し全議員に対し報告会を実施している。これにより全議員での情報共有などを図るとともに、議会活動や委員会活動の充実、議員の資質向上（一般質問能力の向上など）に繋げる取り組みを実施している。

また、毎定例会前には、議員全員による議案や一般質問等についての勉強会も開催されていることを踏まえ、議員の質問能力の向上、情報の共有、政策水準の向上のための勉強会の検討が必要と感じた。

◆議決事件の拡大

高山市議会基本条例第 10 条（議決事件の追加等）を定めており、現在は「高山市総合計画における基本計画の策定、変更又は廃止」について議決事件としている。高山市議会では、総合計画における基本計画等の重要な項目を議決事件として、自治体経営の根幹部分への関与を強めるとともに、チェック機能も果たすとしている。

福島町議会では、11 主要計画において議決で決めることを規定しており、議会が決定に関与することで、提案する長等に一方的に重責を負わせることなく、議決することで議会・議員も公平に責任を分担するという視点を持っている。

今後の議決事件の拡大は取り組むことを前提に検討課題であるが、行政の計画策定の段階において、議会が議決する構想部分と、事業レベルなどの執行部分を区分けした計画策定の方法が行政にも必要と考える。

議決を必要とする計画等により多く関わることで、今後、益々重くなる議会の役割と責務を果たすと同時に、住民の代表としての役割と責任を果たすことが求められる。